

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○細田主査 これにて中川正春君の質疑は終了いたしました。

次に、尾辻かな子君。

○尾辻分科員 立憲民主党の尾辻かな子です。

時間が短いですので、簡潔にお答えをいただきたいと思います。

まず、生活保護裁判についてお聞きをしたいと思います。

今月二十二日、大阪地方裁判所は、国が生活保護の支給額を二〇一三年から段階的に引き下げたことは、最低限度の生活の具体化に関する国の判断や手続に誤りがあり、裁量権を逸脱、濫用し、違法だとして、支給額の引下げを取り消す判決を言い渡しました。私も厚生労働委員会でこのときの引下げの計算のおかしさをずっと追及をしてまいりました。裁判所は生きていたと原告が評価したように、極めて真つ当な判決であったと思えます。

この判決を受けて、国として控訴を断念し、判

決を確定させることが重要であると考えますが、いかがでしょうか。

○山本副大臣 今回の判決に関しましては、生活扶助基準の改定は適法であったという国の主張が認められなかったということ承知をしている次第でございます。現在、判決内容の詳細を精査しているところでございまして、関係省庁、さらには被告自治体と協議した上で、今後の対応を決定したいと考えている次第でございます。

なお、厚生労働省としては、今後とも自治体との連携を図りながら、この生活保護行政の適正な実施に努めてまいります。

○尾辻分科員 これは二週間で結論を出さなきゃいけないものですから、控訴断念を求めておきたいと思います。

副大臣、これで質問は終わりですので、御退席いただいて結構でございます。

次に、オリンピック・パラリンピックアプリについてお聞きをしたいと思います。七十億円という入札価格の妥当性、無観客も視野に入っているときに開発をするということの妥当性、アプリの実効性への疑問など、論点が多々ございます。

まず、このアプリですけれども、入札と締切りの期日がいつだったのか、入札方式について、また、応札に応じたのは一社のみなのかということについてお答えください。

○時澤政府参考人 お答えいたします。

お尋ねのありました入札でございます。公示日が令和二年の十二月二十八日、技術等提案書等の

提出期限が令和三年の一月八日、入札及び開札が一月十四日というふうになっております。

入札制度につきましては、総合評価落札方式の一般競争入札でございます。応札いたしましたのは一社ということでございます。

○尾辻分科員 これ、応募を考えるとときに、十二月二十八日に公示をされて、技術提案書の提示が一月八日、まさに冬休みのときにこれをやっているわけなんですね。これが本当に公平な入札時期であったのか。このとき、西村経済再生担当大臣も、休みを長くしてほしいと経済団体にもお願いしているようなときでしたから、この入札時期については疑問が残ります。

次に、アプリの汎用性についてお聞きをしたいと思いますが、日本に求められる全ての国の方がこのアプリが使えるのかという視点からお聞きしたいと思います。

平井IT担当大臣は、今後、インバウンド向けにアプリを使うと昨日の記者会見でもおっしゃっております。インバウンド訪日の外国人の中で一番割合が高いのは中国の方々なんです。ただ、中国の方々、アンドロイドスマホを持っている方々はそもそもグーグルプレイが入っていない、つまり、グーグルが入っていないため、アプリをインストールできない、こういう疑問があるわけです。アプリをどうやってこういう方々には取得していたらいいでしょうか。

○時澤政府参考人 各種端末への対応でございます。

これは現在、検証、検討を行っております。

御指摘のとおり、Googleプレイ以外の入手方法もございます。これについても検討を行っております。例えば、中国におきましては、Googleプレイ以外に、端末メーカー、あるいはサードパーティー性のアプリの入手のためのプラットフォームがございます。こういうことを承知しております。また、APKといまして、アンドロイド用のアプリケーションを配布するためのファイルウェブページで提供することも可能だと承知をしております。

いずれにいたしましても、各国におけます各種情勢も踏まえまして、各種端末への対応について検討しているところでございます。

○尾辻分科員 ちよっと技術的な話になるんですけど、先ほどAPKでアプリがダウンロードできるんだという話があったんですけども、これは、たとえそこからアプリを取ってきたとしても、コア機能がGoogleモバイルサービスのソフトウェア・デバイスロップメント・キット、SDKを使用していると、結局、正常に作動しないのではないかと指摘をされています。

このような指摘、どのように対応されるおつもりでしょうか。

○時澤政府参考人 今回のアプリの開発につきましては、開発の効率性を果たすために、御指摘のありましたGSM、Googleモバイルサービスにおいて提供されますSDKを活用する予定でございます。

一方で、他のGMSに対応していないアンドロイド端末への対応についても想定をしております。

で、GMSのSDKのみに依存した開発とはならないように検討しているところでございます。

○尾辻分科員 実は、同じことがCOCOAにも言えるんですね。COCOAも、例えば、今後、ビジネストラック等で入国されるようになった場合、中国の方とかが、アンドロイドのスマホには中国の方はGoogleが入っていませんので、COCOAがインストールできないわけです。ほかの委員も指摘されていますけれども、日本で販売されているファーウェイの一部の機種もCOCOAが使えないということで、こうなると、感染接触アプリが使えない状態で入国されるということになります。

この対応はどうされるおつもりでしょうか。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

接触確認アプリCOCOAにつきましては、委員御指摘のように、中国から来日した方のアンドロイドのスマートフォンは、そのメーカーの仕様によりまして、現在はインストールできない状況となっております。

御指摘の点を含めまして、開発の必要性やその方向性、あるいは運用上の事務フローなどについて、現在、総合的に精査を行っているところであります。先ほど御紹介があった点もございまして、クリアすべき技術的な課題も多いところがございます。

今後、海外からの入国者が増加することも予想される中で、厚生労働省といたしましては、継続的に情報収集をして、その技術面を精査し、関係省庁とも連携しながら対応を検討してまいりたいと考えている段階でございます。

○尾辻分科員 対応を検討というのは、対応するつもりがあるのかないのか、それはどちらでしょうか。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、技術的な課題もございまして、よく内閣官房IT室など関係省庁ともよく連携した上で、対応の可否も含めて、これから検討という段階でございます。

○尾辻分科員 これは非常に私は問題だと思えます。入国される方々が接触確認アプリが使えない状態で入国されるということは、どのようにして感染拡大を抑えていくのか、これは基本中の基本だと思えますので、ちゃんと、どういうふうに対応するのか、結論を早く出していただきたいと思えます。

あと、済みません、一問だけ。

オリパラアプリに戻りますけれども、これはちよっと開発が遅れているのではないかとウエブ記事が出ておりました。プレイベント、三月四日から三月七日にする予定、これが事実上困難であるというふうにそのウエブ記事では指摘をされていますけれども、これは事実でしょうか。事実であるならば、その理由は何でしょうか。

○時澤政府参考人 テストにつきましては、現在、関係機関とも協議をしているところでございまして、その検討を踏まえて進めることといたしております。

いずれにしても、オリパラのアプリにつきましては、しっかり実証を行う機会を確保して、

開発を進めていきたいというふうを考えております。

○尾辻分科員 済みません、プレイベント、三月四日と仕様書には書かれている、これはやるのかやらないのか、イエスかノーでお答えください。

○時澤政府参考人 プレイベントについて私どもとしてお答えする立場にはございませんけれども、そういった、どういうふうにして実証を行うかについてはいしつかりと対応していきたいというふうを考えております。

○尾辻分科員 まだまだオリパラアプリについては疑問があります。ちよつと時間がありませんので、また最後に時間があつたらもう一度聞きたいと思ひます。ただ、ワクチンに頼らないオリンピック・パラリンピック大会、例えば、十四日間待機なしでやる大会のアプリがこの状態で本当に機能するのかというのは本当に心配であるということをお聞きしておきたいと思ひます。

それでは、予算委員会できなかつた同性婚についてお聞きをしまいたいと思ひます。

同性婚については、私たち野党は、既に同性婚を可能とする民法改正案、婚姻平等法を提出しております。法務委員会では継続審議となつております。この法案は、現行法において婚姻が異性の当事者間によるものに限定されていると解されることに鑑みて、個人の尊重の観点から、性的指向又は性自認にかかわらず平等に婚姻が認められるようにするため、同性の当事者間による婚姻を認め、これを法制化することを内容としております。

そこで、この法案の前提となつてゐる憲法解釈とそれをめぐる内外の状況についてお聞きしてまゐりたいと思ひます。

衆議院法制局にまずお聞きをいたします。

この民法改正案の立案に当たつて、憲法は同性婚を禁止していないとの解釈を採用したものと理解しております。それでよろしいでしょうか。

○齋藤法制局参事 お答えいたします。

私ども衆議院法制局は、私ども自身が憲法その他の法令について独自の解釈を有権的に申し上げる立場にはございません。他方、議員立法の御依頼がありました際には、議員や党のお考えを踏まえつつ、その立案の前提となる憲法解釈等が論理的に可能なものかどうか、慎重に検討し、先生方に助言をする組織でもございます。

その上で、御質問の同性婚と憲法との関係でございますが、憲法二十四条一項と同性婚の関係については、論理的に幾つかの解釈が成り立ち得ると考えますが、結論から申しますと、少なくとも日本国憲法は、同性婚を法制化することを禁止はしていない、すなわち、認めているとの許容説は十分に成り立ち得ると考えております。

例えば、最近刊行された教科書の中で、東京大学の宍戸常寿先生は、憲法二十四条が近代的家族観を採用したとの理解を前提に、憲法上の婚姻を現行民法上の婚姻に限定する一方で、それ以外の結合は、家族の形成、維持に関する自己決定権、十三条によつて保障され得ると解するのが多数説であるとすつ、他方で、憲法二十四条の規範内容は近代的家族観を超えるものであり、同性婚も

憲法上認められるとの見解もあると述べられております。

御指摘の法案をお手伝いするに当たつては、このような学説の状況を踏まえて、同性婚を認めるかどうかは立法政策に委ねられているとする考えや、さらには、憲法十三条や十四条等の他の憲法条項を根拠として、同性婚の法制度化は憲法上の要請であるとすような考えなどは、いずれも十分に成り立ち得るものと考えたところで、それを提出者の先生方に確認した上で、立案、審査をしたところでございます。

○尾辻分科員 今、衆議院法制局から重要な答弁をいただいたと思ひます。憲法十三条や十四条等の憲法条項を根拠として、同性婚の法制度化は憲法上の要請であるとするような考えは、いずれも十分に成り立ち得るということであり、そして、この解釈、そして憲法学説を紹介いただきましたけれども、やはり、最近の社会情勢や国民の意識の変化等を背景にして、こうして変わつてきているんだということだと思ひます。

そこで、国立図書館に質問をいたします。

代表的な憲法の教科書の一つである高橋和之東大名誉教授の「立憲主義と日本国憲法」は、現在五版までを数えますが、その中で同性婚に関する記述がどのように変化してきたのか、簡単に紹介してください。

○寺倉国立国会図書館専門調査員 お答え申し上げます。

お尋ねのありました高橋和之先生の「立憲主義と日本国憲法」中の同性婚についての記述でござ

います。

まず、二〇〇五年刊行の初版及び二〇一〇年刊行の第二版の該当箇所を読み上げますと、「結婚の自由については憲法二十四条が保障しているが、近年議論され始めた同性間の結婚まではカバーしていないというのが通説である。」となっています。

この御著書の基になった二〇〇一年刊行の放送大学の教材がございしますが、その記述も同じでございます。

二〇一三年の第三版では、ただいま読み上げました文章に続けて、「しかし、ヨーロッパ諸国やアメリカの州では同性婚を認める例も増加している。」という一文がつけ加わり、さらに、二〇一七年の第四版になりますと、第三版でつけ加わった文章の末尾に、括弧書きで、「アメリカ合衆国最高裁は、二〇一五年六月二十六日判決で同性婚を禁止した州法を違憲と判断した」という補足説明がつけ加えられました。

最新の二〇二〇年の第五版では、最初の文章に変更がありまして、「同性間の結婚まではカバーしていないというのが通説である。」の末尾が、「通説であった。」になっています。

以上でございます。

○尾辻分科員 こうしたスタンダードな憲法の教科書も、ついには、結婚の自由については憲法二十四条が保障しているが、近年議論され始めた同性間の結婚まではカバーしていないというのが通説であったと、もう過去形に変わったわけですが、通説が交代したとまでは言っていないかもしれません。

同性間の婚姻も憲法上の権利として保障されているという議論が強まっており、その結果、かつての通説、恐らく、これは許容説、裁量説が通説とは言えなくなったということを示していると思います。

先生の教科書でも、諸外国の同性婚をめぐる状況の変化、それが丁寧に言及されているんですけども、これが日本の憲法解釈にも影響を与えている、ここをもう少し深掘りしていきたいと思えます。

衆議院の憲法審査会事務局にお聞きをいたします。

憲法に同性婚の保障を規定している国がどれだけあるのか、また、憲法の一般的な規定を受けて、法律で異性婚と同性婚を同じように保障している国はどの程度あるのか、特にG7、主要七か国ではどうかということについてお聞きをいたします。

○神崎参事 御質問ありがとうございます。

日本語文献を可能な限り参照した上で、把握している範囲内でお答えさせていただきます。

まず一点目、憲法上の同性婚の保障を規定している国としては、アイルランドが挙げられます。元々、アイルランドでは、同性に婚姻類似の法的保護を与える制度が法制化されておりましたが、二〇一五年には憲法が改正されて、同年、関係法律も改正された結果、異性間の婚姻に関する規定が完全に同性にも適用されることとなっております。

また、法律上同性婚を制度化している国は、二〇〇〇年以降、先ほど御紹介がありました高橋和

之先生の教科書の記述にありますように、増えてきているように見受けられます。

例えば、二〇〇〇年代は、オランダ、ベルギー、南アフリカなど、二〇一〇年代、ポルトガル、アゼルバイジャン、ニュージーランド、オーストラリアなど、近年は、台湾が二〇一七年の司法院解釈に基づいて法整備を行うなど、この傾向は欧米諸国に限られないようです。

最後に、G7諸国でありますけれども、まず、英、独、仏、カナダの四か国は、いずれも二〇〇〇年代から二〇一〇年代にかけて法律で同性婚を制度化しております。

また、アメリカでは、二〇一五年の連邦最高裁判決で同性婚を認めない州法を違憲と判断し、同性婚が認められているのは、高橋和之先生の教科書の記述にあるとおりであります。

なお、残り一か国、イタリアにおいても、二〇一六年に婚姻類似の民事的結合を法的に位置づけしております。

以上、日本以外のG7諸国においては、いずれも何らかの形で法的保護が図られているようであり、

以上であります。

○尾辻分科員 今答えにあったように、日本以外のG7諸国においては何らかの形で法的保護が図られていますし、台湾でも同性婚が認められ、この傾向はもう欧米に限らないという大きな流れがあるわけです。これがとにかく世界的な趨勢であるということが、今までの答弁でよく理解ができました。

以上を踏まえて、今度は内閣法制局にお聞きをしたいと思えます。

政府は従来、現行憲法は同性婚を想定していないとの答弁を繰り返してきていますが、想定していないということの意味は一体何なのか。つまり、憲法は想定していないから同性婚の法制度化は禁止されているという禁止説を取っているのか、それとも、想定していないから立法府の政策判断に任されている、いわゆる立法委任説、どちらなのか。

前者なのか、後者なのか、明確にお答えをいただきたいと思えます。

○木村（陽）政府参考人 従来より、憲法二十四条第一項におきましては、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、」と規定をしております。同性婚の成立を認めることは想定されていないとお答えしてきたものでございます。

内閣法制局は、いずれにいたしましても、その設置法に規定いたしますいわゆる審査事務、あるいはいわゆる意見事務の一環といたしまして、必要に応じて憲法の解釈を行うものでございます。

お尋ねにつきましては、想定されていない旨、先ほど述べたこと以上に我々として検討したことはございません。したがいまして、お答えすることができないところでございます。

○尾辻分科員 想定していないという意味が分からないんですね。

つまり、禁止説に立っているのか、立っていないのか。イエスカノー、これはイエスカノーか、どちらかありませんから、イエスカノーでお

答えてください。

○木村（陽）政府参考人 繰り返しのところ、恐縮でございますけれども、私どもとしては、想定されていないということでお答えをしてきておりまして、それ以上のことにつきましては検討したことはございません。

○尾辻分科員 そうしたら聞き方を変えますけれども、これは、じゃ、二十四条一項は、ただ、同性婚について何か言っていますか。同性婚について何か言っているかどうか。お答えください。

○木村（陽）政府参考人 二十四条一項は、同性という言葉を使っているわけではもちろんございませぬ。両性という言葉を使っているということでございます。

○尾辻分科員 だから、同性婚について何か言っていますか、いませぬか。二十四条一項です。

○木村（陽）政府参考人 いや、お答えしたとおりにございます。両性の合意に基づいてという言葉があるということでございます。

○尾辻分科員 堂々巡りになっております。例えば、去年の一月三十日の参議院の予算委員

会では、憲法制定時は男女で婚姻がされているという意味での両性を前提として作った、それ以外のことを特段述べているというわけではないとか、両性による合意ということを前提として、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立というものは想定しなかつたという、それ以上でも以下でもない、こういう答弁があります。この答弁は維持されているかどうか、お答えください。

○木村（陽）政府参考人 その答弁自身は維持を

しておるものと考えております。

他方、御指摘の長官の答弁、近藤長官の答弁でございますけれども、もとより、憲法二十四条第一項と同性婚の関係につきまして、同性婚の成立を認めることは想定されていないという従来からの政府としての理解を前提とした上での御答弁ということでございます。

全体として、憲法二十四条一項は、婚姻は両性の合意という個人の合意に基づくことが大事であるということをもまさしく憲法として示したという趣旨を答弁する中で述べたものでございまして、同性婚の成立を認めることは想定されていないというこれまでの答弁を超えまして、憲法二十四条一項と同性婚の関係について解釈を示したものは考えておりませぬ。

○尾辻分科員 この答弁が維持されているということですから、当然、政府もさすがに憲法禁止説を取っているわけではないということだと思えます。

そして、このことについて、今度は大臣にお聞きをしてまいりたいと思えます。

結局、憲法は禁止説を取っているわけではない。つまり、さっきの内閣法制局の答弁でも、このことについては特段述べていないということなんです。ということは、実は、私たちもそうなんですけれども、民法を改正すれば同性婚は可能になるということであると思えますので、大臣がリーダーシップでもって、多様性のあるそういう社会をつくるというのであれば、やはり政府として同性婚の法制化に向けて、これは議論を始めたり法制審

に對して諮問するとか、こういうことが必要であると思ひます。上川大臣、いかがでしょうか。

○上川国務大臣 だいま委員から御質問が幾つかの切り口でなされたところでございます。

憲法上の、二十四条一項に係る件であります。同性婚を事実上、憲法上想定されていないということについて、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることについては憲法上想定されていない、その上で、憲法二十四条第一項が同性婚を禁じているか否かという御質問がございまして、たけれども、その点につきましては、政府としては現時点において同性婚の導入を検討していないということから、具体的な制度導入を前提としてそれが憲法に適合するか否かの検討もしていない、こういう状況でございます。

なかなか憲法が同性婚を禁止しているか否かにつきましてお答えすることができない、こういう状況でございます。今御質問のことでございませぬが、なかなか慎重な検討が必要であるというふうに思っております。

○尾辻分科員 導入を検討していないということが余りに不作為の状態であると言わざるを得ないと思ひます。

今、裁判も行われておりますけれども、実は先日、東京の原告であります佐藤郁夫さんが亡くなられました。彼は、死ぬまでに法律的に夫夫になりたい、夫と夫、夫夫になりたい。でも、その意思はかきませんでした。十五年以上一緒にいたのに、結局、病院が連絡をしたのは彼の妹さんです。こういうことが起こるからこそ、今、日本

政府は本来同性婚を認める議論を始めなければいけない。なのに、検討していない。そういうことで本当に、これはそのまま放置していいんでしょうか。この間にも多くの当事者の方々が結婚ができないために不利益を被っております。大臣、今まさにこういった夫婦になれないがゆえにいろいろな不利益が起こっていることについてはどう思われますか。

○上川国務大臣 今委員の方から御紹介をいただきました方々についてのそうした思いについては、本当にそうした思いにしっかりと寄せていくということが非常に大事だというふうに改めて思う次第でございます。

同性婚を認めるか否かということについて、このことについては我が国の家族の在り方の根幹に関わるという問題でございます。極めて慎重な検討を要するものではないかというふうに考えております。

○尾辻分科員 非常に残念であります。

本当に今、二十一世紀、各国、同性婚をどんどんどんどん可能にしていっています。この趨勢は変わりません。なので、早く日本もこの趨勢に追いつくべきです。早く日本もこの趨勢に追いつくべきです。オリンピック・パラリンピックは多様性と調和だと言っているわけですから、これは予算委員会でもやらせていただきました。その多様性とはやはり同性婚を認めることだと私は思ひます。

ちよつとまだ時間があるので、最後にもう一問やりたいと思ひます。

法務省で検討をされるといひながら、全然進んで

いない話があります。それは外務省から要請をされて他国で同性婚をしている日本人とその国のカップルの方が日本にいらつしやつたときに配偶者ビザが取れない、これは外務省から早く検討するようにと言われています。この検討状況、今どうなっているでしょうか。

○松本政府参考人 お答えいたします。

同性婚の当事者がいずれも外国人である場合につきましては、双方の本国で有効に婚姻が成立しているときは、特定活動の在留資格をもって入国、在留を認めているところでございます。

他方で、委員御指摘のとおり、当事者の一方が日本人の場合、我が国におきましては同性婚が認められていないことから、我が国において公的な手続を何ら取ることなく関係を解消できるという事情がございまして、身分関係の明確性、確実性が十分とは言ひ難く、在留資格を認めていないというのが現状でございます。

同性パートナーに係る在留資格の今後の在り方につきましては、今も述べましたような課題への対応を含め、現在も慎重に検討しておるところでございます。

○尾辻分科員 検討した事実はありませんか。検討会を開いたり、有識者から話を聞いたたりした事実はありますか。

○松本政府参考人 お答えいたします。

出入国在留管理庁として内部で検討しているという状況でございます。

○尾辻分科員 大臣、これは、検討していると言ひながら、検討会も有識者からのヒアリングも何

もされていない。ただたなざらしになっているんです。

是非検討してください。いかがでしょうか。

○上川国務大臣 ただいまの御質問でございますが、しっかり検討してまいりたいというふうな思っております。

○尾辻分科員 検討というのは、ちゃんと話を聞いたり、場を持つことですから、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。